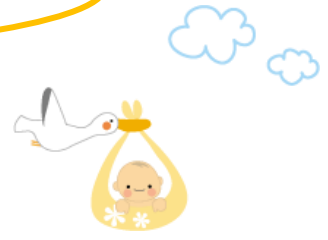


新生児手続きチェックリスト



● 出生届

窓口：区市町村役場

- * 生まれた日を含む14日以内に手続きして下さい。

● 出生連絡票

窓口：区市町村役場（専用ハガキ送付など市町村によって方法は異なります）

- * 新生児訪問、予防接種、健康診査等を受けるために必要な手続きです。

● 健康保険の加入

窓口：扶養者の保険証の「保険者」欄に記載されていますので、ご確認ください。

- * 退院時に保険証の提示がない場合には自費請求（100%患者さんの自己負担）となります。
- * 保険証が発行されましたら当センター1階入退院受付にご提示ください。
- * 退院時までに保険証の発行が間に合わない場合には、事前に上記窓口にご相談ください。

● 乳幼児・子ども医療費の助成制度

窓口：区市町村役場

- * およ様の健康保険への加入後に手続きを行います。
- * 市町村によっては、所得制限の有無や助成内容が異なります。ご確認ください、手続きをして下さい。

● 児童手当

窓口：区市町村役場

- * 所得制限があります。

● 出産育児一時金（家族出産育児一時金）

窓口：国民健康保険の方 → 区市町村役場 国民健康保険の担当窓口

組合保険の方 → 各健康保険組合

協会けんぽの方 → 社会保険事務所

- * 一時金（42万円）の医療機関へ直接支払いをご希望される場合は、当センター1階受付へご相談下さい。

.....
<その他の医療費助成制度> （所得に応じた負担があります）

● 養育医療

2000円以下で出生された赤ちゃんや、入院しての養育が必要と医師が判断した赤ちゃんの退院までの入院費（保険診療分・食事代）を助成する制度です。 窓口：各自治体の担当窓口（区市町村役場または保健所）

● 小児慢性疾患医療費助成制度

国が認める疾患に該当するお子さんの入院費（保険診療分・食事代）及び通院費（保険診療分）を助成する制度です。 窓口：各自治体の担当窓口（区市町村役場または保健所）

● 自立支援医療（育成医療）

身体に障害のある児童に対し、主に外科治療の医療費を助成する制度です。

窓口：各自治体の担当窓口（区市町村役場または管轄の保健所）

各制度の詳細は、
各自治体の担当窓口で
お問い合わせください。